

# 里塚霊園區画撮影業務

## 仕様書

里塚霊園區画撮影業務の内容等については、以下のとおりとし、併せて札幌市（以下「委託者」という。）と本業務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）との間に必要な事項を定める。

### 1 業務の目的

里塚霊園において、指定した区画（墓）の写真撮影を行う。

### 2 業務履行場所

里塚霊園（札幌市清田区里塚468番地）

### 3 履行期間

契約締結日から令和7年12月26日まで

### 4 業務内容

- (1) 里塚霊園のうち別添に示す箇所（4,774区画）の写真撮影する。
- (2) 写真には墓地名、区画番号を明記したボード等を立て一緒に撮影すること。  
写真は前後の2カ所より撮影する。  
前からの写真については、墓の基礎部分を含め区画の全体を撮影すること。  
ファイル名については「霊園名+区画番号」とする。  
例：里塚霊園 1期1号723番の場合「里塚霊園 1-1-723 前.JPG、里塚霊園 1-1-723 後.JPG・・・」
- (3) 写真の撮影は降雪前（墓に雪が覆いかぶさっていない状態）に行うこと。
- (4) 撮影するデジタルカメラは解像度12メガピクセル以上のものを使用すること。

### 5 成果品

業務完了後、撮影写真データ（JPEG形式）をCD-RもしくはDVD-Rに格納し納品する。

### 6 業務完了届等

受託者は、当該業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了届と上記5で定めたものを委託者に提出しなければならない。

### 7 環境への配慮

本業務の履行においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めなければならない。

- (1) ごみの減量及びリサイクルに努めること。
- (2) 使用する物品及び機材等は、できるだけ環境に配慮したものをを使用すること。
- (3) 業務上適用される環境関係法令を遵守すること。
- (4) 極力低公害車等、環境への負荷の少ない車両の使用及び運転をすること。
- (5) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。
- (6) 作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めることまた、車を利用する場合は乗り合わせを行い、必要最小限に留めること。

### 8 諸法規の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、公害対策基本法、道路交通法等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

## 9 作業に係る注意事項

- (1) 墓地内施設及び墓碑等に損害を与えないこと。
- (2) 墓地内施設若しくは墓碑等に損害又は異常がある場合は、適宜報告すること。
- (3) 近隣住宅、墓地内外施設及び墓碑等に損害を与えないこと。  
なお、それらを損傷させた場合は、受託者の責において修復すること。
- (4) 業務上知り得た秘密については、他人に漏らさないこと。
- (5) 墓地来園者又は墓参者に対し、墓参の妨げや不快感を抱かせないように十分配慮して業務を遂行すること。
- (6) 車は、墓地内の市道又は車の通行が可能な園路以外は走行しないこと。また、駐停車する際は、墓地来園者及び墓参者又はその他車両の通行の妨げとならないよう留意すること。
- (7) 作業を実施するにあたり、近隣の墓を傷つけないこと。  
なお、墓を損傷させた場合は、受託者の責において修復すること。

## 10 協議

業務内容に疑義が生じた場合又はその他業務上必要な事項がある場合は、委託者と受託者が協議のうえこれを決定するものとする。

お問い合わせ先:札幌市中央区北2条西1丁目 ORE 札幌ビル7階  
札幌市 施設管理課 墓園管理係  
電話:011-211-3525

# 里塚霊園

所在地 札幌市清田区里塚468番地

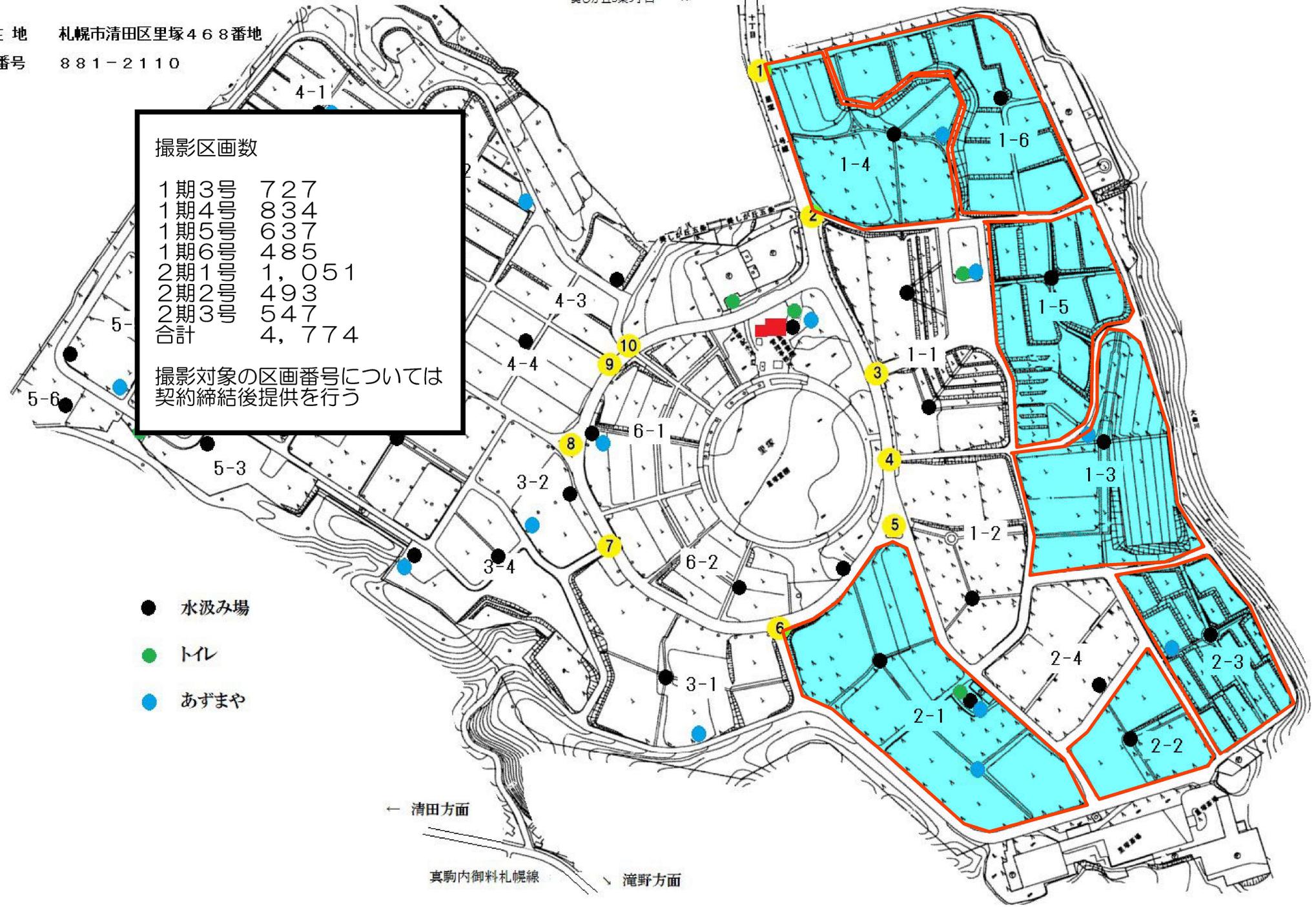
電話番号 881-2110



撮影区画数

1期3号	727
1期4号	834
1期5号	637
1期6号	485
2期1号	1,051
2期2号	493
2期3号	547
合計	4,774

撮影対象の区画番号については  
契約締結後提供を行う



- 水汲み場
- トイレ
- あずまや

